

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

Q3 1 (感染性廃棄物、マニュアル)

平成16年3月の感染性廃棄物マニュアルには、痰などをとったティッシュについては特に記述が無い様です。現在当院では感染性廃棄物として処理していますが、少し前に近隣の病院に問い合わせたところでは、一般ゴミとして廃棄しているところが大部分でした。今回のマニュアルでは、オムツについては各個人の感染症により、感染性廃棄物と一般ゴミに分けるように指示されています。結構大量に出ることもあるティッシュもオムツと同様に扱ってはいけなでしょうか。

A 3 1

ご存じのように、感染性廃棄物の定義そのものが曖昧となっています。明らかなものを除くと、「専門知識を有するもの(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする」とあります。

感染症法で指定された疾患の患者に由来するガーゼ、オムツなどは疑いなく感染性廃棄物となります。

体液が大量に付着したのも「5. その他血液等が付着したもの」として、感染性廃棄物に入ります。すなわち、ぼとぼとに血液のついたガーゼ、便を含むオムツなどです。

ただし冒頭に述べました曖昧な規定により、喀痰をめぐったティッシュや少しだけ血液のついたアルコール綿などは感染性廃棄物とは考えなくてよいと思います。付着した体液量が少量であるために、回収ルート of 安全さえ確保すれば、感染する恐れがないものと(医師等が)判断することは妥当であると考えられるからです。

ちなみに、当院では、オムツ、吸引チューブなどは、患者がどの疾患を有するかにかかわらず、すべて感染性廃棄物として扱っています。喀痰を含むティッシュなどのゴミは、なんらかの隔離(接触、飛沫、空気)を行っている患者由来のものは感染性に、そうでない一般患者由来のものは非感染性に扱っています。